



ふじのくに先端医療総合特区と 利子補給制度について



令和7年3月18日（火）
静岡県経済産業部新産業集積課

ファルマバレープロジェクトの概要

2001 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25

構
想

第1次
戦略計画

第2次
戦略計画

第3次戦略計画
(1次改定:2015、2次改定:2018)

第4次
戦略計画

1 静岡がんセンター開院

- ・2002年
静岡県立静岡がんセンター開院
- ・2013年
特定機能病院承認
- ・2020年
がんゲノム医療中核拠点病院指定



2 ファルマバレーセンター開設

- ・2003年
ファルマバレーセンター開設
- ・2005年
ファルマバレーセンター事務所を
静岡がんセンター研究所内へ移転



3 ファルマバレーセンター全所開所

- ・2016年
ファルマバレープロジェクト新拠点
「ファルマバレーセンターを開設
(静岡県医療健康産業研究開発センター)」
- ・2017年
ふじのくに医療城下町推進機構設立



4 健康長寿・自立支援プロジェクト

- ・2018年
健康長寿・自立支援プロジェクト
スタート
- ・2021年
自立のための3歩の住まい
モデルルーム開設



ふじのくに先端医療総合特区の概要

計画期間	令和3年度から令和7年度まで（5年間）	
特区区域	静岡県12市町及び山梨県7市町地域	
目 標	○がん医療の飛躍的发展 革新的ながん診断装置・診断薬の研究開発の拠点化を進め、国際競争力を有する製品を迅速に世界へ提供 ○地域企業の活性化と雇用創出 医療機器や部品・部材を提供する地域企業による産業クラスターの形成	
評 価 指 標	評価指標	数値目標
	（1）がん診断装置・診断薬の開発	累計5件 （うち両県共同開発件数1件）
	（2）その他医療関連製品の開発	累計65件 （うち両県共同開発件数5件）
	（3）医療分野に活用可能な山梨県企業の高い技術力について、静岡県企業がファルマバレーセンター及びメディカル・デバイス・コリドー推進センターに相談した件数	年100件
	（4）医療機器産業人材の育成人数（静岡県・山梨県）	累計465人
	（5）新規医療機器製造業登録・製造販売業許可取得件数（静岡県・山梨県内）	累計40件
	（6）医療関連製品開発支援件数（静岡県・山梨県）	累計60件
	（7）製造業等の企業立地件数（静岡県・山梨県内）	累計365件

総合特区利子補給金制度①

総合特区の区域内で、医療機器や医薬品の開発・改良、それに伴う設備投資等を行う企業は、総合特区利子補給制度を利用することができます。

◆利子補給制度の概要

下表の区域内で、指定金融機関から融資を受け、対象となる事業を実施する場合、**5年間に限度に、最大0.7%の利子補給**が受けられます。

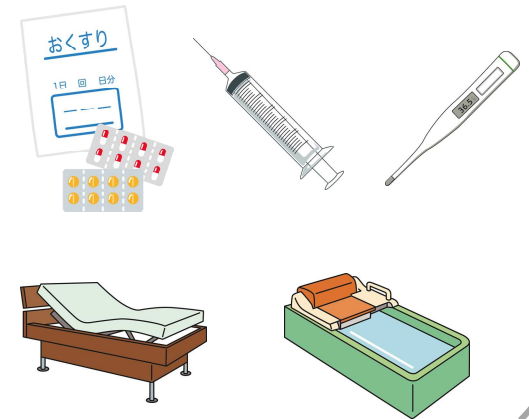
対象区域	○静岡県内：沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、函南町、清水町、長泉町、小山町 ○山梨県内：甲府市、富士吉田市、大月市、南アルプス市、中央市、昭和町、富士河口湖町	
指定金融機関	静岡銀行、スルガ銀行、清水銀行、静岡中央銀行、沼津信用金庫、三島信用金庫、富士宮信用金庫、富士信用金庫、日本政策投資銀行、商工組合中央金庫 山梨中央銀行、甲府信用金庫、山梨信用金庫、山梨県民信用組合、都留信用組合	
対象事業	a-1又はa-2 かつ bであるもの	
	a-1.対象区域内で、次世代診断技術開発推進事業を実施する取組	b.新商品、新技術または新たな役務の開発、企業化等、地域産業の高度化又は新産業の創出に寄与し、雇用機会の増大に資するもの
	a-2.対象区域内で、医療機器等開発・参入支援事業を実施する取組	

総合特区利子補給金制度②

◆ 対象事業の例

(地域産業の活性化につながり、**雇用機会の増大**が見込まれることが条件)

- ・新たな医療機器・医薬品の研究開発
- ・研究開発した医療機器を製造するための機械を購入・製品化
- ・先発商品のある医療機器を、独自の技術を応用して開発
- ・既に製品化されている製品の改良に伴う研究開発
- ・医療機器の製造に参入するための工場の新設や拡大
- ・医療機器を製造する機械の部品開発
- ・高齢者福祉・介護機器などの開発



◆ その他

- ・金利は、固定金利でも変動金利でも可。
 - ・融資期間は5年以上を目安（5年未満となる場合は要相談）
 - ・据置期間の設定は特に制限なし。
 - ・過去に特区利子補給金を活用したことがある事業者は、融資予定額に0.8を乗じた額が、国における割当額の算定対象となります。
 - ・**成長産業分野支援資金（旧クラスター産業分野支援貸付）など、県制度融資と併用可。**
- ※実施する事業の事前着手は、原則、認められません。

利子補給金の手続きの流れ

①集中受付（仮申請）

事業者



金融機関



内閣府

- ・内閣府が、年5回（1回10日程度）、集中受付を実施
- ・事業者は金融機関を通じて、事業者の推薦申請書を仮申請

②事業者の推薦

事業者



金融機関



内閣府

- ・内閣府と調整後、県が発行する確認書を添付の上、本申請
- ・内閣府が推薦通知書を発行

③融資契約の締結

事業者



金融機関

- ・事業者と金融機関は軽減後の利率で融資契約を締結
- ・事業者は事業を実施

④利子補給契約の締結

金融機関



内閣府

- ・金融機関と内閣府は利子補給契約を締結

⑤利子補給金の支給

内閣府



金融機関

- ・年2回、内閣府は金融機関に利子補給金を支給

金融支援（利子補給金）の活用実績

年度	H24	H25	H27	H29	H30	R1	R2	R4	R5	R6	合 計
活用件数	14件	3件	1件	4件	4件	1件	1件	1件	1件	1件	31件 融資額 約103億円

※H26、H28、R3は活用なし

＜これまでに実行された融資の内容＞

- ・医療機器改良の研究開発
- ・生産工場の増設・機器整備
- ・機器の部品製造機械の増設 等



▲カフ圧
測定調整装置



▲口腔内線維筋痛症
治療機器

＜活用に向けた取組＞

○山梨県内 5 金融機関が特区制度における指定金融機関に指定（R4.2月～4月）

○静岡県企業が利子補給金R5.7月集中受付に申込み

○各種会議を活用し、制度や集中受付期間などを周知（R6.5月、9月、R7.1月）

利子補給金対象事業の募集期間

募集期間		募集額
令和7年4月	令和7年4月4日（金）～4月15日（火）	利子補給 契約 4.6億円 （見込）
7月	令和7年7月4日（金）～7月15日（火）	
10月	令和7年10月1日（水）～10月10日（金）	
12月	令和7年12月1日（月）～12月10日（水）	

※例年、2月、4月、7月、10月、12月が集中受付期間

応募に係る事前相談や、金融機関の指定申請等の手続きは、募集期間によらず、随時可能



御清聴ありがとうございました。
医療機器等の開発・製造等の新規投資の際には、
ぜひ、企業様に御紹介ください。

【お問合せ先】

静岡県経済産業部新産業集積課 斎藤、向山
内閣府地方創生推進事務局（利子補給担当）

Tel：054-221-2985
Tel：03-5510-2473